食中毒発生一覧（令和6年）

R6.11.27現在

No.	発生 年月日	主な 発生場所	喫食者 数	患者 数	原因食品	病因物質	原因施設の 営業許可種別	事件の概要	行政処分
1	R6.3.22	福井市	59 名	21 名	R6.3.22に福井市内の飲食店が調理提供した食事	ノロウイルス	飲食店営業	3月24日（日）15時頃、有症者グループの代表者から「3月22日（金）当該飲食店を利用した20名のうち複数名が嘔吐・下痢・発熱等を呈している」との連絡が市保健所にあった。 調査した結果、症状を呈したのは当該飲食店が調理提供した食事を喫食した59名中の21名で、有症者の共通食が当該飲食店での食事以外にないこと、調理従事者及び患者の検便検査の結果からノロウイルスＧＩが検出されたこと、有症者の症状や潜伏期間がノロウイルスによる食中毒と矛盾がないこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該飲食店が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	R6.3.27～ R6.3.28営業停止処分
2	R6.5.26	福井市	5 名	1 名	R6.5.26に福井市内の飲食店が調理・販売した「生さば寿し」	アニサキス	飲食店営業	5月28日（火）13時10分頃、医療機関より「本日受診した患者からアニサキス虫体を摘出した。26日に購入したさばずしを喫食したようだ。」との連絡が市保健所にあった。 調査した結果、症状を呈したのは当該患者1名で、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、当該飲食店が調理・販売した「生さば寿し」の喫食を起点とする潜伏時間や患者の症状が胃アニサキス症と一致していること、胃アニサキス症の潜伏時間中に当該店舗で調理・販売した「生さば寿し」以外に生鮮魚介類を喫食していないこと、アニサキス食中毒予防策としてサバを冷凍することなく、当該食品を調理提供していたこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該飲食店が調理・販売した「生さば寿し」を原因とする食中毒と断定した。	R6.5.29営業停止処分

3	R6.8.17	福井市	6 名	2 名	R6.8.15に福井市内の飲食店が調理提供した「コース料理（ささみユッケ、胸肉たたき、ポテトサラダ、鶏足（若鶏）、もも肉炙り、茶碗蒸し、釜めし、手羽先唐揚げ）、鶏ラーメン」	カンピロバクター	飲食店営業	8月20日（火）14時頃、福井県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課から、「福井県丹南健康福祉センター管内の医療機関から同センターに、食中毒様症状を呈している患者がいるとの通報があり、同センターが患者調査を行ったところ、福井市内の飲食店を利用している。」との連絡が福井市保健所にあった。 調査した結果、症状を呈したのは当該飲食店が調理提供した食事「コース料理（ささみユッケ、胸肉たたき、ポテトサラダ、鶏足（若鶏）、もも肉炙り、茶碗蒸し、釜めし、手羽先唐揚げ）、鶏ラーメン」を喫食した6名中の2名で、有症者の共通食が当該飲食店での食事以外にないこと、医療機関を受診した患者（2名）の検便結果からカンピロバクターが検出されたこと、有症者の症状や潜伏期間がカンピロバクターによる食中毒と矛盾がないこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該飲食店が調理提供した食事を原因とする食中毒と断定した。	R6.8.26～R6.8.27営業停止処分
4	R6.10.21	福井市	2 名	1 名	R6.10.20に福井市内の量販店が販売した「ふくらぎ刺身」	アニサキス	魚介類販売業	10月21日（月）14時20分頃、患者の家族から、「福井市内の量販店で購入した「ふくらぎ刺身」を自宅で喫食した後胃痛を呈し、本日、医療機関を受診したところアニサキス虫体が摘出された。」との連絡が市保健所にあった。 調査した結果、症状を呈したのは当該患者1名で、患者からアニサキス虫体が検出されたこと、当該店舗が販売した「ふくらぎ刺身」の喫食を起点とする潜伏時間や患者の症状が胃アニサキス症と一致していること、胃アニサキス症の潜伏時間中に当該店舗が販売した「ふくらぎ刺身」以外に生鮮魚介類を喫食していないこと、速やかな内臓処理や十分な冷凍等の十分なアニサキス食中毒対策をすることなく当該食品を加工・販売していたこと、医師から食中毒患者等発生届出があったことから、当該店舗が販売した「ふくらぎ刺身」を原因とする食中毒と断定した。	R6.10.22営業停止処分

5	R6.11.25	福井市	4 名	4 名	R6.11.25に福井市内の家庭において調理されたツキヨタケ	植物性自然毒（ツキヨタケ）	—	11月26日（火）8時40分頃、医療機関から、「キノコを喫食した4名が食中毒症状を呈している」との連絡が市保健所にあった。 調査した結果、近隣の山でシイタケと誤認したツキヨタケを採取し、自宅にて調理し、2家族4名が喫食していた。 喫食した4名全員が嘔吐等の症状を呈しており、その症状がツキヨタケによる食中毒症状と一致していること、調理前、調理済食品の残品からツキヨタケの遺伝子及び有毒成分である「イルジンS」が検出されたこと、医師から食中毒等患者発生届出があったことから、本件をツキヨタケを原因とする食中毒と断定した。	—
		合 計	76 名	29 名					